大阪府健活プロモーション事業企画運営業務仕様書

１．業務目的

　急速に進展する少子高齢化や疾病構造の変化等に伴い、府民の健康意識の高まりとともに、健康を取り巻く課題も複雑・多様化しており、生涯を通じての府民の主体的な健康づくりを積極的に推進するための環境整備が求められています。

大阪府では、「第３次大阪府健康増進計画」の基本理念として、「全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会～いのち輝く健康未来都市・大阪の実現～」を、また、基本目標として「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を掲げ、令和３年度から「おおさか健活１０推進プロジェクト」を中心とした取組みを実施しています。

また、「いのち輝く未来社会のデザイン」をメインテーマとする2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）では、産官学民の力を合わせたオール大阪でパビリオンの出展が予定されています。「REBORN（人は生まれ変われる、新たな一歩を踏み出す）」をテーマに掲げ、「健康」という観点から、大阪の強みを生かして、わくわくしながら明るい未来を感じられるパビリオンを目指しています。

一方、開催地の大阪府では健康寿命が全国の中で低位であるなど課題を抱えています。そこで、万博の開催を控え、府民の関心も高まりつつある中、この機を逃さず府民の「健康づくり」を加速させるための体験型のリアルイベントを開催します。

本業務を通じて、府民や参加者、各種関係機関、事業者などすべての人と2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けた気運醸成と府民の健康寿命延伸につながる具体的な行動変容を目指します。

本業務は、大阪版万博アクションプランに関連する取組みとして実施します。



（大阪・関西万博を契機とした「未来社会」の実現に向けて　2022年12月改訂版（大阪版万博アクションプランより抜粋）

本業務で実施するイベントは「万博プレイベント」と位置づけ、プロモーションにより2025年大阪・関西万博への来場意向度を高めます。そのため、2025年大阪・関西万博に関する最新の方向性を踏まえてプロモーションを実施します。

（１）第３次大阪府健康増進計画

　　　https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/dai3ji\_kenzokeikaku/index.html

（２）健活１０＜ケンカツテン＞

　　　https://kenkatsu10.jp/

（３）2025年日本国際博覧会

https://www.expo2025.or.jp/

（４）一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

https://expo2025-osakapv.or.jp/

（５）2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会

　　　https://2025osaka-pavilion.jp/

（６）2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会委員総会

令和5年２月７日開催【資料１】出展基本計画に基づく具体的な検討状況

https://2025osaka-pavilion.jp/about/generalmeeting/

２．履行期間

契約締結日から令和６年３月29日（金曜日）まで

３．委託費の上限

委託費の総額は 24,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※本業務を履行するすべての経費を含む。

４．業務内容

　「大阪府ワクワクEXPO2023 with 健活１０」（以下「本イベント」という。）の企画運営及び本イベントに関連するプロモーション業務

1. 時期

令和６年２月24日（土曜日）から令和６年３月２日（土曜日）まで

※準備・撤去の作業期間は受注者で設定すること

（２）令和６年３月２日のメイン会場（屋内）

　メイン会場（屋内）の確保（施設利用の手続き、会場費の支払等）も委託業務に含まれる。ただし、目標参加者数を達成するために、参加者の交通の利便性を考慮して確保すること。

（３）概要

　万博基本計画にある「いのちを拡げる」「いのちを高める」といったテーマに合致するような健康づくりを中心に、本イベントの参加者が、新たな科学技術を通じた「いのち」や「健康」、近未来の暮らしを感じ、2025年に向けて健康づくりの行動変容につなげる。

（４）対象者

府民及び府内在勤・在学等のすべての人

（５）参加者数の目標

本イベントへの参加者数　5,000人（３月２日のメイン会場　2,000人以上を含む）

（６）事業評価の指標

　・本業務の事業効果は参加者数

・健活１０ポータルサイト閲覧数（２月から３月まで）

・その他、事業者と府で協議して定めた客観的な指標

（７）本イベントに含める事項

・３月２日のイベントに向けた集中期間（２月24日～３月１日）の運営

　・３月２日のメイン会場でのステージ及び企業体験ブースの運営

　・SNS、フライヤーの作成並びに配布、サイネージ及びポスター掲示等による広報

　・本イベント実施に必要な諸手続き等

５．委託業務

（１）本イベントの全体計画等

ア　業務計画の策定

受注者は、業務目的を達成し、また本イベントを円滑かつ適切に実施すべく業務全体の企画と計画を行い、計画の進捗管理及び業務の運営を行うこと。統括責任者は、本事業受注後、本事業に係る全体計画や運営体制を定め、進行管理や業務従事者の統括、関係機関との連絡調整など本事業全体を適切に統括すること。

計画とは、業務スケジュール、業務実施体制、PR 計画等を明記した業務計画書等をいう。また、業務の進捗に応じて各種手配計画、各会場の設営計画、運営計画、警備計画、有事の際の来場者の避難計画、緊急連絡体制等を作成すること。

イ　業務にかかる全体調整と諸手続き

業務に必要な人員、会場および資器材等の手配と確保、業務の実施にかかる関係者との調整、必要な諸手続き、申請及び届け出等を行うこと。

ウ　業務の企画運営

業務目的を達成するため、本イベントを企画運営すること。詳細は６．に記載する。

（２）３月２日のイベントに向けた集中期間（２月24日～３月１日）の運営

ア　広報中心の取組みではなく、主に参加型の取組みとし、参加者数の把握ができるようにすること。

イ　万博の気運醸成と併せて、「健活１０」のテーマを含み、参加者の健康づくりを促すような内容とすること。

ウ　メイン会場での企画と連携するために3月２日を含めて実施することを妨げない。

（３）３月２日のメイン会場でのステージ及び企業体験ブースの運営

万博に向けてオール大阪での健康づくりの気運を醸成する本業務の趣旨を踏まえ、イベント開催にあたっては府内の事業者と積極的な連携をすること。

　Ａ　ブースについて

ア　本イベントをより魅力あるものとするために、府内外から協力企業等を募り、企業体験ブースを設置すること。協力企業の獲得に当たっては、府と協議しながら、本イベントへの参画にかかる諸事務（協力企業等への打診、通知、説明、選定、問合せ対応等）を行うこと。協力企業の獲得についても委託業務に含まれる。

イ　個々のブースは、「健活１０」のテーマに関連づけた体験型とすること。「健活１０」の１０項目のうちテーマを絞っても差し支えないが、会場全体で最低３項目以上のテーマを盛り込むこと。

ウ　協力企業のブースは１０程度設置すること（万博を感じられる近未来感のあるヘルスケアサービスを体験できるブースを含む。）行政ブースは４程度設置すること。

Ｂ　ステージについて

ア　「健活１０」を楽しく学べるステージとし、１ステージあたり30～60分程度。

イ　オープニングセレモニー、協力企業等紹介、アスマイル紹介、万博ＰＲは必須とし、これら以外で３ステージ以上（子どもや親子向けを１ステージ含む。）実施すること。

ウ　著名人によるトークショーや子ども向けキャラクターとのコラボレーション等、「健活１０」の学びよりも集客力に重きを置いたステージの実施も認めるが、その際も、ステージの内容に「健活１０」の学びの要素を盛り込むこと。著名人は契約後に府と協議して選定、ステージの観覧は無料とすること。

エ　ステージ運営にあたっては、時間帯によって集客に偏りがでないように配慮すること。

Ｃ　その他について

ア　参加者の満足度を高めるため、会場の装飾や受付で配布する参加者への配布物（当日のプログラム等）を用意すること。

イ　人員配置には着ぐるみ（２体程度）の出演にかかる人員（４名程度）も含めること。

（４）広報に関する業務

ア　本イベントの PR計画を作成すること。

イ　本イベントを効果的に宣伝し、2025年大阪・関西万博及び「健活１０」に関連する気運を醸成し、また、本事業への集客を図るため、戦略的な広報・プロモーション計画を策定すること。

ウ　本イベントを広報するための統一コンセプトをはじめ、キービジュアル、活用する広報媒体・手法などについて、企画・実施すること。ただし、既存のデザインも有効活用することとし、他のイベントと連携した広報の実施、相互集客の調整等も積極的に行うこと。

　エ　業務のあらゆる機会を捉えた「健活１０」の広報と内容の充実により、オール大阪での健康づくり運動を加速させること。

６．企画提案を求める内容

業務は全体として2025年大阪・関西万博（気運醸成等を含む。）と紐づけて遂行することが予算の執行条件となっていることに留意して企画提案してください。

（１）プロモーション業務の全体企画

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫本イベント期間において、参加者が、新たな科学技術を通じた「いのち」や「健康」、近未来の暮らしを感じ、2025年に向けて健康づくりの行動変容につなげるイベントの企画及び運営体制について、公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項が分かるものとすること。・健康増進・健康寿命延伸及び万博開催の気運醸成に向けた効果的・効率的なプロモーション業務の全体像（コンセプト及び特徴等）・集中期間の参加者数、メイン会場来場者数、健活１０ポータルサイト閲覧数等の目標 |

（２）集中期間の運営企画

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けた気運醸成と府民の健康寿命延伸に向けた行動変容につながる企画を公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項が分かるものとすること。・実施する企画の概要・2025年に向けて健康づくりの行動変容につなげる仕掛け |

（３）メイン会場の運営企画

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けた気運醸成と府民の健康寿命延伸に向けた行動変容につながる企画を公募実施要領「審査基準」に即して、創意工夫して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項が分かるものとすること。・実施する企画の概要・メイン会場のコンセプト、内容、レイアウト及び協力企業候補・ステージのプログラム案、出演者候補と依頼にかかる経費（複数名記載可）・2025年に向けて健康づくりの行動変容につなげる仕掛け |

（４）プロモーション全体を通じた広報

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫万博の気運醸成と「健活１０」のPR広報物の制作企画を、創意工夫して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項が分かるものとすること。・PR広報の全体仕様・プロモーションのPR広報物のイメージ骨子１点・PR広報物の活用方法（例えば主要駅での広告に関する概要など）・独自事業（提案があれば） |

（５）業務遂行能力

|  |
| --- |
| ≪企画提案を求める内容≫事業実施体制及び人員（配置する人員数や、資格・技術など）、契約期間内の全体スケジュール、著作権等コンプライアンスへの取組みに加え、類似事業の実績がある場合は過去（３年以内）の実績について示すこと。なお、ここでいう類似事業とは、大型イベントの企画運営に関する事業とする。 |

（参考１）企画内容について

＜府が想定する内容（例示）＞

全体として大阪ヘルスケアパビリオンの構想にあるようなストーリー性のある企画を実施。

健康づくりに関する取組みは以下のとおり。

ア　食であれば、若い世代を対象に、食習慣改善（朝食欠食率、減塩及び野菜摂取等）のきっかけ作りとなるよう、①自身の健康・食事に関心を持ってもらうこと、②食習慣改善のメリットを伝えること、③食習慣改善のためのアイデアを伝えること、④食習慣改善のハードルを下げる内容、⑤V．O．S．メニューの試食、調理体験などを開催、⑥サステナビリティ（SDGｓ）に配慮した使い捨てプラスチックの削減やフードロスの削減に努めるなどが考えられる。万博を感じられる近未来感のあるワクワクする体験と組み合わせる。

イ　運動であれば、さまざまな世代を対象に①毎日の歩数の増加、②日頃の運動習慣をつけるための体験などが考えられる。

＜府が想定していない内容（例示）＞

イベント期間、特定の場所でキャンペーンブースを設置

ア　食であれば、単にヘルシーメニューや大阪産の販売の場を提供するもの

イ　運動であれば、単にストレッチやヨガのみの体験の場を提供するもの

ウ　昨年と同等なもの

　　府ホームページ：昨年度実績に関するリンク

 （https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kenkatsuevent/kenkatsuwakuwakuexpo.html）

（参考２）アスマイルの活用

令和４年度はアスマイルのウォークラリー機能を活用した「梅田ウォークラリー」やアンケート機能を活用した「健活ワクワク大喜利」を開催した。令和５年度も本イベント期間の開催に合わせてアスマイルの既存機能を活用した企画を提案いただくことは差し支えない。

ただし、本業務のためのアスマイルへの新たな機能の追加等は予定していない。

７．委託業務の実施状況の報告

受注者は契約締結後、定期的に委託業務の進捗状況を発注者に報告すること。イベント終了日の翌日から２週間以内に実施状況を書面により発注者に報告すること。なお、発注者は、業務内容等について随時報告を求めることがあるため、協力すること。

（１）業務全体の報告書の提出

　　委託業務終了後、「業務全体の報告書」を作成し、令和６年３月22日（金曜日）までに提出すること。

（２）記録写真の撮影等

本イベントの様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、発注者に提出すること。なお、記録物は、府が府民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。提供方法は、電子データにより納品することとし、業務終了後すみやかに提出すること。

（３）アンケートの実施と業務の効果検証

本イベント参加者等にアンケートを実施し、結果をとりまとめること。また、イベント実施期間中の日々の参加者数に加え、各ステージイベントの観客数を把握すること。アンケートの実施に当たっては、事前に発注者と調整すること。

８．委託事業の実施上の留意点

（１）経費について

本事業に要する画像等の著作権及び使用料、情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

（２）著作権に係る留意事項

* 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
* 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
* イベント出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。
* イベントで使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
* 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

（３）委託業務の実施上の留意点

* 業務の遂行にあたって、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
* 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
* 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。

（４）委託業務の実施状況の報告

* 受注者は契約締結後、随時、本業務の準備状況、実施状況等を書面により大阪府に報告すること（様式自由）。なお、イベント等ごとの終了後に実施状況を書面により発注者に報告すること。
* 受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果を書面で報告すること。
* 発注者は、必要に応じて、業務の準備状況、実施状況等について報告を求めることがあるため、受注者はこの求めに応じなければならない。

（５）書類の保存

* 受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後５年間保存するものとする。

（６）その他留意事項

* 受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
* 受注者は、契約締結後14日以内に、業務実施計画書（業務スケジュール）（５．（４）に記載するPR計画を含むもの。）を発注者へ提出すること。
* 受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
* 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。
* 受注者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。ＰＲに必要なノベルティを手配する場合は、種類・数量等を府と協議したうえで決定する。
* 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、府と協議すること。